

国立大学法人鳴門教育大学「ウェブページ」広告掲載に関する申合せ

平成29年 9月29日
学長裁定
改正 平成31年 3月29日
令和5年 9月29日

鳴門教育大学広告掲載要項（平成29年9月29日学長裁定。以下「掲載要項」という。）
第5条の規定に基づき、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

（広告の種類）

第1 広告の種類は、バナー広告とする。

（掲載位置）

第2 広告の掲載位置は、本学ホームページ上の本学が指定する場所とする。

（掲載枠数）

第3 広告の掲載枠数は、4枠以内とし、広告掲載申請者1者につき、1枠とする。

（規格）

第4 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 画像のサイズは、縦55ピクセル、横180ピクセルとする。
- (2) 画像の形式は、PNG又はJPEGとする。
- (3) データ容量は、100KB以下とする。
- (4) 画像のALT属性テキストは、「広告：広告主名」とし、広告主名に機種依存文字などを含む場合の文字の変換は、本学に一任する。

（広告の表現）

第5 広告の表現については、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 閲覧者の意志に反した動作をしたり、誤解を与えるおそれのあるもの

(例) 「閉じる」「キャンセル」等ボタンのように見える表現
- (2) 閲覧者が本学に関する情報と錯認するおそれのあるもの

(例) 「入試情報」「教職員採用情報」等の表現

（掲載期間）

第6 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、1回の申込みによる掲載期間は、広告を掲載する開始日（以下、「広告掲載開始日」という。）の属する年度の末日を超えないものとする。

- 2 広告掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下、「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日及び本学が全学一斉休業を実施する日として指定する日に当たる場合は、その翌日とする。

(広告掲載の取下げ)

第7掲載要項第11条第1号に掲げるもののほか、掲載期間を複数月とする広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げができる。

2 広告主は前項の規定により広告の掲載を取下げる場合は、書面により学長に申し出なければならない。

(掲載料)

第8 広告の掲載料は、1枠当たり月額20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 第6第4項の規定の適用を受け、広告掲載終了日が翌月となった場合における当該月の掲載料は、発生しないものとする。

(掲載料の返還)

第9掲載要項第10条第2項の規定による掲載料の返還は、第8で定める掲載料に基づき、掲載しなかった日数に応じて日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき3日未満の場合、及び次の各号に掲げる理由により、本学がウェブページの運営を一時停止した場合は、その掲載料を返還しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の要因により、ウェブページの運営が継続できない場合

(広告の変更について)

第10 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、本学と予め協議するものとし、変更する広告は、掲載要項第3条の規定に抵触しないものとする。

(リンク先の変更について)

第11 広告のリンク先を変更する場合は、広告主は変更しようとする日から起算して5日前までに本学に届け出なければならない。

(事務)

第12 ウェブページへの掲載は、関係する部課等の協力を得て、入試課において処理する。

附 則

この要項は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。